

佐世保市建設工事監督要領（新旧対照表）

改正前	改正後
<p>(臨機の措置)</p> <p>第18条 主任監督員及び担当監督員は、約款第<u>2.6</u>条第1項の規定により、災害防止その他工事施工上緊急やむを得ず請負者に臨機の措置をとらせる必要があるときは、総括監督員に申し出てその指示を受けなければならない。ただし、急迫の事情によりその暇がないと認められるときは、独自の判断で指示し、その結果を総括監督員に報告しなければならない。</p> <p>(損害発生の調査及び報告)</p> <p>第20条 総括監督員は、約款第<u>2.7</u>条の規定により、工事目的物等の損害について請負者から報告を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、損害事故報告書を契約課長に提出し、その指示を受けるものとする。</p> <p>2 第三者に及ぼした損害についても、前項の規定を適用するものとする。</p> <p>(不可抗力による損害の調査及び報告)</p> <p>第21条 総括監督員は、約款第<u>2.9</u>条第1項の規定により、天災等の不可抗力により発生した工事目的物等の損害について、請負者から工事災害通知書を受理した場合は、請負者の立会いのもと、その原因、損害の状況等を調査し、その結果について損害事故確認書を作成し、損害事故確認報告書に添付して契約課長に提出し、その指示を受けるものとする。</p>	<p>(臨機の措置)</p> <p>第18条 主任監督員及び担当監督員は、約款第<u>2.7</u>条第1項の規定により、災害防止その他工事施工上緊急やむを得ず請負者に臨機の措置をとらせる必要があるときは、総括監督員に申し出てその指示を受けなければならない。ただし、急迫の事情によりその暇がないと認められるときは、独自の判断で指示し、その結果を総括監督員に報告しなければならない。</p> <p>(損害発生の調査及び報告)</p> <p>第20条 総括監督員は、約款第<u>2.8</u>条の規定により、工事目的物等の損害について請負者から報告を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、損害事故報告書を契約課長に提出し、その指示を受けるものとする。</p> <p>2 第三者に及ぼした損害についても、前項の規定を適用するものとする。</p> <p>(不可抗力による損害の調査及び報告)</p> <p>第21条 総括監督員は、約款第<u>3.0</u>条第1項の規定により、天災等の不可抗力により発生した工事目的物等の損害について、請負者から工事災害通知書を受理した場合は、請負者の立会いのもと、その原因、損害の状況等を調査し、その結果について損害事故確認書を作成し、損害事故確認報告書に添付して契約課長に提出し、その指示を受けるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この要領は、令和2年9月1日から施行する。</u></p>